

令和5年8月1日より、当院は

「紹介受診重点医療機関」に選定されました

紹介受診重点医療機関とは？

「かかりつけ医」からの紹介状を持って受診していただくことに重点をおいた医療機関を指します。患者様はまず「かかりつけ機能を担う医療機関（診療所・病院など）」を受診され、必要に応じて紹介を受けて紹介受診重点医療機関を受診する。その後、状態が落ち着いたら逆紹介を受けてかかりつけ医に戻る、という受診の流れが明確化された国の医療施策となります。



制度の詳細
(大阪府ウェブサイト)

初診をお考えの患者様へ

紹介状なしで当院を受診された初診患者様にお支払いいただいていた「初診時選定療養費」が、令和5年12月1日以降は国のルールに基づき増額されます。

日頃からご自身の健康状態を知り、症状に応じて専門家にスムーズに紹介してもらえる「かかりつけ医」をお持ちになり、当院の診察を希望される場合は「かかりつけ医」からの紹介状をお持ちください。

*なお、紹介状なしの場合でも、一部公費負担制度の受給対象者など、初診時選定療養費が発生しないケースもありますので、詳細は右記の「選定療養費の詳細」でご確認ください。

初診時選定療養費	
従来 2,750円(税込)	令和5年 12月1日 以降 【医科】7,700円(税込) 【歯科】5,500円(税込)



「選定療養費」の詳細
(PL病院ウェブサイト)

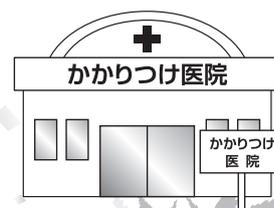
現在当院通院中の患者様へ

当院での診療の結果、症状が安定されましたら「かかりつけ医」に紹介させていただく場合がございます。これを「逆紹介」といいます。

今後、新たに地域の「かかりつけ医」を探したいときは「逆紹介窓口」をご利用ください。

「逆紹介窓口」は院内看板「⑩入退院支援センター」にあります。

なお、**令和5年12月1日以降、当院から「逆紹介」した後に患者様の判断で引き続き当院を受診される場合は、国のルールに基づき「再診時選定療養費」が必要になります。**



令和5年12月1日以降の再診時選定療養費	
【医科】3,300円(税込)	【歯科】2,090円(税込)

